

資格証明書本人署名欄への代筆署名に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

当協会認証事業本部が発行する資格証明書の本人署名欄に代筆で署名を行い、資格証明書を取得するという不正行為がありました。

資格証明書は、認証された非破壊試験技術者としての適格性を証明するものであり、本人以外が署名したものは、資格証明書としての有効性はありません。

本件については、明らかとなった事実に基づき 2017年5月18日の認証運営委員会で審決を確定いたしました。

2017年5月19日付の審決通知書（本文）を次に示します。

1. 審決主文

- (1) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消すことを警告する。
- (2) 当協会が実施する資格試験及び認証に関する各種証明書の証明者としての資格を審決日から1年間停止する。
- (3) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

2008年10月1日発効資格から2016年10月1日発効資格において、資格証明書の本人署名欄への代筆署名を非破壊試験技術者資格保持者、かつ、管理責任者として容認した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。